

約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新約款	旧約款
<p>第 5 条（口座の開設及び取引の適格要件）</p> <p>1.</p>	<p>お客様は、本約款、本規程及び取引説明書の内容を十分に理解し、かつこれらに異議なく承諾して頂くことを条件とし、本取引を行うことを目的として、弊社の所定の手続（本人確認の手続等を含みます。）に従い外国為替証拠金取引口座（以下「本口座」といいます。）と共に、<u>取引所為替証拠金取引口座（以下「くりっく 365 口座」といいます。）</u>の開設の申込みを行うものとします。</p>	<p>お客様は、本約款、本規程及び取引説明書の内容を十分に理解し、かつこれらに異議なく承諾して頂くことを条件とし、本取引を行うことを目的として、弊社の所定の手続（本人確認の手続等を含みます。）に従い外国為替証拠金取引口座（以下「本口座」といいます。）の開設の申込みを行うものとします。</p>
<p>第 20 条（本口座の停止又は解約）</p> <p>1.</p>	<p>次の各号のいずれかに該当し、又はお客様が第 8 条第 1 項、第 2 項に掲げる事項のいずれかに該当したときは、本口座は停止されることとなり、本口座での取引は出来なくなります。（但し、不足金の対処、引き出し等は除きます。）</p> <p>(1) お客様が弊社に対し外国為替証拠金取引の本口座の停止の申し入れをしたとき。</p> <p>(2) お客様が本約款その他本取引に関する規定の条項のいずれかに違反し、弊社が本口座の停止を通告したとき。</p> <p>(3) 第 25 条に定める本約款、本規程及び取引説明書の変更にお客様が同意しないとき。</p> <p>(4) お客様が本約款第 5 条に定める適格要件を欠く状態になったと弊社が合理的に判断した場合。</p> <p><u>(5) くりっく 365 口座を開設されているお客様は、くりっく 365 口座が停止されたとき。</u></p> <p><u>(6) 前各号の他、やむを得ない事由により、弊社が取引を継続することが不適切であると認めた場合。</u></p>	<p>次の各号のいずれかに該当し、又はお客様が第 8 条第 1 項、第 2 項に掲げる事項のいずれかに該当したときは、本口座は停止されることとなり、本口座での取引は出来なくなります。（但し、不足金の対処、引き出し等は除きます。）</p> <p>(1) お客様が弊社に対し外国為替証拠金取引の本口座の停止の申し入れをしたとき。</p> <p>(2) お客様が本約款その他本取引に関する規定の条項のいずれかに違反し、弊社が本口座の停止を通告したとき。</p> <p>(3) 第 25 条に定める本約款、本規程及び取引説明書の変更にお客様が同意しないとき。</p> <p>(4) お客様が本約款第 5 条に定める適格要件を欠く状態になったと弊社が合理的に判断した場合。</p> <p>(5) 前各号の他、やむを得ない事由により、弊社が取引を継続することが不適切であると認めた場合。</p>
<p>第 20 条（本口座の停止又は解約）</p> <p>2.</p>	<p>次の各号のいずれかに該当したときは、本口座は解約されることとします。</p> <p>(1) お客様が弊社に対し外国為替証拠金取引の本口座、<u>または、くりっく 365 口座の解約の申し入れをしたとき。</u></p> <p>(2) お客様が本約款その他本取引に関する規定の条項のいずれかに違反し、弊社が本口座の解約を通告したとき。</p> <p>(3) 一定期間にわたり本口座の停止が継続した場合。</p> <p>(4) お客様がマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために外国為替証拠金取引を行っている、又は反社会的勢力の一員であると弊社が合理的に判断した場合。</p> <p>(5) お客様が弊社が通知した口座番号等を、共同で使用し、又は他人に貸与</p>	<p>次の各号のいずれかに該当したときは、本口座は解約されることとします。</p> <p>(1) お客様が弊社に対し外国為替証拠金取引の本口座の申し入れをしたとき。</p> <p>(2) お客様が本約款その他本取引に関する規定の条項のいずれかに違反し、弊社が本口座の解約を通告したとき。</p> <p>(3) 一定期間にわたり本口座の停止が継続した場合。</p> <p>(4) お客様がマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために外国為替証拠金取引を行っている、又は反社会的勢力の一員であると弊社が合理的に判断した場合。</p> <p>(5) お客様が弊社が通知した口座番号等を、共同で使用し、又は他人に貸与</p>

<p>若しくは譲渡した場合。</p> <p>(6) お客様が本約款第 5 条に定める適格要件を欠く状態になったと弊社が合理的に判断した場合。</p> <p><u>(7) くりっく 365 口座を開設されているお客様はくりっく 365 口座が解約された時。</u></p> <p>(8) 前各号の他、やむを得ない事由により、弊社が本口座を存置することが不適切であると認めた場合。</p>	<p>若しくは譲渡した場合。</p> <p>(6) お客様が本約款第 5 条に定める適格要件を欠く状態になったと弊社が合理的に判断した場合。</p> <p>(7) 前各号の他、やむを得ない事由により、弊社が本口座を存置することが不適切であると認めた場合。</p>
--	---